

「枚方市における特定空家等への対策について（試案）」についてのご意見を募集します

枚方市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）の規定に基づき、市の「空家等」への対策について協議・審議する機関として、「枚方市空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置しています。

協議会では、危険性や衛生上の有害性等が著しい空家等として規定され、法に基づく措置の対象である「特定空家等」への対策のあり方を審議しています。この度、協議会で対策の試案をまとめましたので、内容について、市民の皆様からの意見を求めるものです。

公表資料をご参照のうえ、以下の項目についてご記入ください。

1. 氏名または団体名をご記入ください。 ※必須項目

2. ご住所または所在地をご記入ください。 ※必須項目

3. ご連絡先をご記入ください。 ※必須項目

4. 「枚方市における特定空家等への対策について（試案）」についてのご意見をご記入ください。

※なお、提出いただいたご意見が審議中の対策の趣旨に沿わない場合は、意見として採用されない場合がありますので、ご了承ください。

ご協力いただきありがとうございました。